

第十二回 参議院大蔵委員会會議録第七号

公聴会

昭和二十六年十一月七日(水曜日)午前
十時三十七分開会

出席者は左の通り。

理事

委員

事務局側

公述人

大矢半次郎君
清澤 俊英君
伊藤 保平君
岡崎 眞一君
黒田 英雄君
平沼 太郎君
野村 勝君
松永 義雄君
小宮山 常吉君
小林 政夫君
田村 文吉君
森 八三一君
木村 福八郎君
木村 常次郎君
小田 正義君
鈴木 武雄君
西野 嘉一郎君
福良 俊之君
齋藤 甚助君

第六部 大蔵委員会會議録第七号

昭和二十六年十一月七日【参議院】

本日の會議に付した事件

○所得税法の臨時特例に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○財産税法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○理事(大矢半次郎君) これより大蔵
委員会公聴会を開会いたします。

本日は所得税法の臨時特例に関する
法律案その他税制改正案につきまし
て、大蔵大学経済学部部長の鈴木武雄君、
芝浦製作所事務取締役で、日本租税研
究協会理事の西野嘉一郎君、東京新聞
論説委員福良俊之君、日本財務職員
組合連合会中央執行委員長の齋藤甚
助君、以上四氏から御意見を伺うこと
にいたします。なお時間の都合上御発
言の時間を大体三十分というところで
願ひたいと存じます。

それでは最初に鈴木武雄君にお願
ひいたします。

○公述人(鈴木武雄君) 只今御紹介を
頂きました鈴木武雄でございます。今回の
四百五億円の減税案に關連いたしまして
減税問題の一般論につきましては、す
でに去る二日の参議院予算委員会の公
聴会におきまして私は意見を公述いた
しましたから、本日はそれを繰返すこ
とを省略して頂きます。ただそのと
き租税について申し上げました結論だけ
を申し上げます。減税に關するドッジ
氏の消極的見解にもかかわらず、又
賠償問題その他と關連いたしまして

對外的、國際的に減税はどうかという
一部の遠慮論にもかかわらず、私
はこの際減税は必要だと思つてござ
います。勿論私は今度のサンフランシ
スコ講和條約及びそれに伴います安全
保障條約が効力を発する以上は、
発効します以上は、賠償を初め外債処
理、連合國財産補償、防衛分担金、或
いは對日援助資金の返済など、對外的
な債務は誠意を以ちまして、きれいに
返済しなければならぬと思つてござ
います。そのためは増税も又場合に
よつては止むを得ない、これがいわゆ
る「和解の講和と苦難の經濟」の國民
的運命であると思つてございます。
が、そうであればあるだけ、その前に
能う限り國民の税負担の不均衡、不公
平を是正しておくということが必要で
あると思ひます。そういう税制が行わ
れないまま、若し増税止むを得ない
ということになりましたならば、國民
はたまらないのであります。又我
が國民經濟の發展にとりまして大
きな障害となるであらうと思ひます。
従ひまして、講和に伴つて生ずる對
外的債務の支払には何ら支障を來たさ
ないという態勢をとりまして、純粹に
國內的な經費の節約を断行することに
よつて減税を行うという以上は、對外
的に遠慮する必要もなければ、又外
から文句を言われる筋合ひもないはずで
ございませう。この意味で今度の減税政
策そのものにつきましては、その規
模、程度、内容などは別問題といたしま
して、一般的に私は賛成をいたしたい

と思つております。

次に今回の税制改正案の規模、内容
についてでございますが、所得税の減
税と法人税の増税によりまして、差引
四百五億円の減税であります。それか
ら明年度も今回の改正税正を適用いた
しますれば、現行税制に比べまして差
引七百六十億円の減税となるといふこ
とでございます。で先ず第一に減税の
中心が所得税に置かれたということ、
それから及びこの所得税の減税方法が
基礎控除、並びに扶養控除の引上げを
中心として、併せて第二義的に税率
軽減が行われたということ、このこ
とは私賛成でございます。戦後所得税
は全く大衆課税と化しまして、戦前に
比べて、納税義務者の数は夥しく増え
ました。シャワブ勧告をして会社の給
仕、売店の売り手まで所得税の納税者とな
つておると言わしめたほどございま
す。これは基礎控除額がインフレに
よる貨幣価値の低落を十分に反映して
いないからでありまして、この点は過
般の「税金白書」も認めていたところ
でございます。で、所得税が最も重かつ
た昭和二十四年度の納税人員は千九百
十一万九千人でございまして、それ
がその後二回に亘る税制改正、特に基
礎控除の一萬五千円から二萬五千円、
更に現行法の三萬円までの引上げによ
りまして、現在千四百六十七万九千人
へと四百四十四万人も減じたのであり
ますが、更に今回の改正案によりまし
て、五万円へ引上げられることによつ
て、更に百九十九万六千人を減じまし

て、千二百六十八万三千人となるはず
でございます。で、これは低額所得者
層にとりまして有難いことであるばか
りでなく、國家の徴税能率という点か
ら申しましても、結構なことございま
す。徴税強化という問題と關連いた
しまして、國民の納税への協力、特に
申告所得税、この納税への協力と、徴
税當局の徴税能率ということが問題に
なつておりますが、そうした点にな
るお改善の余地が大いにあると思ひま
しても、何と言つても所得税のような
直接税、而も個人的事情が大いに勘案
されまるところのこの純粹な人税、
主観的な租税、こういう租税の納税義
務者が零細な所得者まで含まれて夥
しい数に上つており、従つて徴税官吏
一人当たりの受持納税者数が余りにも多
いということに最大の原因があると私
は思ふのであります。で、徴税能率を上
げる近道、従ひまして徴税強化の近道
は直接税特にこの個人所得税の納税義
務者の数を減らし、夥しい多数の國民
から零細なる税金を直接に掻き集める
というそういう無駄な努力をしないで
もよいようにすることであると私は考
へてゐるのであります。その意味にお
きまして今回の減税政策の重点が所得
税に置かれてゐること、且つ
所得税法改正案における減税重点の置
き所が基礎控除、扶養控除の引上げを
第一義としてゐることには賛成
であります。その規模、程度につ
きましてはなお十分であると思ふの
であります。即ち納税人員は千二百六

十万人までに減りましたけれども、戦前昭和九、十一年の第三種所得税納税人員は九十五万人でありましたから、なお納税者数は非常に多数でございます。勿論戦後の財政難局、所得分布の変化、人口増加、その他から考えましても所得税の納税義務者の範囲を戦前の程度にまで縮小せよとまで言うわけではございませんが、千二百六十万人というのはまだ何としても多過ぎるという事は言えると思うのであります。つまり基礎控除、扶養控除をもつと引上げることが必要ではないかと思ふのであります。明年度自然増収の見積りが、当局の見積りが正しいといいたしますと、現行法適用の場合所得税収入は三千四百二十九億圓、二十六年度当初予算は二千二百二十七億圓、今回の改正税法を明年度適用いたします場合に二千四百二十五億圓ということになります。これを少くとも二十六年度当初予算額程度に明年度所得税収入予算をとめることができますならば、なお約二百億圓の減税ができるわけでありまして、私は以前に来年年度所得税収予算を一般経常税といいたしまして、二十六年度当初予算額の半額千四百十四億圓、講和関係特別勘定を賄う臨時特別加算税といいたしまして、これの三割五分三百九十億圓、合計一千五百四十四億圓とする私案を持っていたのであります。ところが、補正予算におきまして八千億圓の財政規模がすでに出てしまいましたので、私の提案は減税の幅をいじりましたは、先ず不可能となつたのであります。明年年度の講和関係経費を賄う租税は、一般勘定、従つて一般経常税をできるだけ減税いたしまして、この減税措置を行なつた

後の一般経常税に講和関係経費を賄うために特別加算税率を課するという、この構想はなお私は主張いたしたいのでございます。

それから次に法人税でございますが、法人税の増税、これは三五%から四二%に引上げられますが、これに私は賛成しがたいのであります。退職引当金の損算入でありますとか、特定の重要産業の取得する特定機械などに對する特別減価償却制度とか、法人の負担軽減となる部分もあつたが、差別税率引上げによりまして増税であります。本年度は二十七年の一月以後に終了する事業年度からの適用でありますから、差引増税分三億圓弱であります。自然増収八百五十億圓がそのまま増収となりまして、法人税は当初予算の六百三十六億圓から補正後の予算では千四百九十四億圓となるのであります。法人税を増税するということは、大衆受けのする議論ではあります。議論であり政策でありまして、そうして所得課税としての個人所得税と法人税との割合をいたしましては、均衡をいたしましては法人税を増やしたほうが一般論としてはよいと思ふのであります。けれども、我が国の現段階では法人税も軽減すべきであると思ふのであります。少くとも現行率にとどめるべきではなかつたかと思ふのであります。先ほど申しました私案としては、その講和関係を賄う特別加算税率を含めまして、法人税の税率は二七%程度になつたという案を持っていたのであります。これも今では駄目になりました。

それから今回の法人税の増税は法人の収益増加に着目いたしまして、いわゆる「利潤インフレ」論からインフレを抑制するといふ考え方がその背景にあると思ふるのであります。インフレ抑制の方法としましては利潤を余り圧迫いたしまして、いわゆる「所得インフレ」に転化する危険性がございまして、早い話が儲けても税金で取られるから経費に使つてしまふほうがよいというふうなことで、生産費の切下げに熱心にならず、いわゆる社用族が跋扈するといふようなことになりまして、利潤インフレが所得インフレに分散いたしまして、インフレ抑制といふことは、インフレ抑制に置きまして、先になつてこれに課税、吸収するといふことはよろしいのであります。今はまだ少し早過ぎると思ふのであります。明年度の法人税収入の予想は現行法を適用いたしまして千九百三十三億圓、今回の改正税法を適用いたしまして千二百二十四億圓といふこととあります。特別償却などを含めまして、特別償却などによる減収を含めまして現行税率で千八百億圓程度の法人税収があらはれるならばそれだけで私は結構ではないかと思ふのであります。何も税率をこの際二割方引上げる必要はないと思ふのであります。それに法人収益の増加ということには非常に凸凹があると考えられます。それから、一律にこの税率を引上げるといふことも問題であらうと思ふ。又地方税における事業税、住民税の負担等も考えなければならぬと思ふ。国税四二%といはしますと、事業税一二%、住民税の均等割は別として法人税割だけで四二%の一五%、七・三%合計いたしまして六一・三%といふのは、現在の我が国の法人に對しては少しく負担が重過ぎると思はれるのであります。

その次に給與所得税と事業所得税との関連について申し上げたいと思ふ。今度の改正案を見ますと、所得税のうち源泉所得税は当初予算で一千五百億圓、自然増収が五百七十九億圓、税法改正により増減額が三百七億圓、差引補正による増が二百七十二億圓、補正後の源泉所得税の収入が千三百二十三億圓、申告納税の申告所得税が当初予算におきまして千七百七十七億圓、これが自然減収五十四億圓、税法改正による減が百一億圓、結局補正後の減が百五十五億圓で、補正による百五十五億圓で補正後の申告所得税の収予算は千二百二十二億圓ということになつております。でありますから、自然増収は専ら給與所得によつて実現せられ、そして事業所得は自然減収であります。この給與所得の増収で給與所得税、事業所得税、すべての所得税の減税といふことが行われた、こういう恰好になつておるのであります。法人税の大幅自然増収と比較いたしまして、個人事業所得税が自然減収となるというのはちよつと不思議なように思われるのであります。これはまあ中小企業の不振と考えよりはかはないと考えますが、そういたしますと、法人中にも中小企業が多数あるのであります。前に申しました法人税率二割の一増徴といふことは、大いに問題となつたといふと、個人企業所得の徴収率と申しますか、申告の成績であります。

とか、或いは税務当局の所得把握の成績でありますとか、そういう徴収率に特別に悪い、こう考えるよりほかはないと考えるのであります。租税及び印紙収入補正予算の説明」といふ主税局の書類によりますといふと、収入見込額算定の比率は給與所得税につきましては、二十六年度の現行法について九五%、改正法案につきまして九五%、申告事業所得の申告所得税につきまして、営業は現行法で七〇%、改正法で七二%、農業は九〇%と九二%、その他の事業が八〇%と八二%、その他が八〇%と八二%、平均いたしまして、七五%と七七%、こういうことになつております。法人税が大体八七%くらい、こういう収入歩合といふもので計算してはいるのであります。即ち個人事業所得税は収入歩合が最も低いのであります。給與所得税は源泉徴収の關係からいたしまして、最もこの収入歩合が高いのであります。ここに明らかに両者の關係にアンバランスがございまして、なお現行税制及び改正税制におきまして、同様であります。が、制度上この両者の調整を企圖してありますものは、いわゆる勤勞控除一五%、最高三万円打止め、この点だけでございます。若し個人事業所得者が正確に所得を申告し、税務署も正確に所得を把握し得るのでありますならば、アンバランスのあり得べき理由はないのでございまして、個人業者の所得は利潤部分と、労賃部分の区別が非常に困難でございまして、そこでシャープ勧告が二十四年度の勤勞控除に二五%、最高三万七千五百円打止めを現在のように引下げましたのは、個人事業所得における勤勞所得部分を考慮したためで

ありまするし、地方勤労控除をそれにもかかわらず全廃しなかつたというのは、これは申告が源泉徴収ほどガラス張りには行かないという事情を考慮したためであらうと思ひます。併し今回の改正案は勤労所得税の増徴によりまして勤労所得税とすべて同じ程度に事業所得税も減収されるというのは、どうしても不公平な印象を興えると思ひます。実際負担率は改正後におきましても、事業所得税のほうが高いのでありまするし、まあ但し農業所得者はシヤウブ勧告以後勤労所得者よりも低くなつておりまするけれども、又地方税におきまして、事業所得者は事業税というものを負担するということも考慮に入れなければなりません、これは事業所得者の内部における、まあ正直者と不正直者のアンバランスの問題もありまして、個人事業所得把握に努力するということは必要であることは申すまでもありませんが、その一方、このためには納税協力の促進ということもさることながら、基礎控除引上げによりまして納税義務者を少くするということがやはり先決問題であると思ひますが、そういう個人事業所得把握に努力いたしまする一方、勤労控除を、控除率は先ず据置くといたしまして、最高打止額を少くとも四万円程度まで引上げてはどうか、これは極めて内輪の要求でございますが、そう思ひのであります。そういたしますると、給与月額二万二千円、これはいろいろな控除前の税込の給与であります。給与月額二万二千円程度の勤労者までは、まあ一五〇までの勤労控除の恩恵を受け得るのであります。現行法では平均いたしまして実は一三・〇

六%、一五%ではなくて一三・〇六%、改正法で一三%となるのであります。一五%最高三万円のこの勤労控除というものが、二十五年年度の基礎控除二万五千元、現行法の三万円、改正法の五万円を通じて少くとも変わらないというのをおかしいと思ひるのであります。それから最後に、今回の改正税制におきましては取上げられてはおりませんが、税体系の改革ということが問題となつておりまして、いろいろの案が各方面から出ていますのであります。で、私見をいたしましては、確かに根本的な税体系の検討と研究が必要であると思ひますが、暫らくは時間をおいて、実行は当分急ぐべきではないと思ひるのであります。シヤウブ勧告に基きます画期的な国と地方の税制改革が行われましてまだ二年とたたないのでありまして、それから、そうたび／＼根本的な税制改革をすべきではないと思ひます。殊に講和財政という財政上の激変期を迎える明年度は一応見送るべきであると思ひます。税率であるとか、基礎控除とか、そういう一々個々の税の内部の改正によつて負担の軽減調整を図ることは、もつと今から研究をしてゆつくりと着手すべきで、ゆつくりと実現、実施すべきであると思ひるのであります。最小限度必要なことといたしまして、私は次のように考えております。国税体系は一応このまゝとしておきます。税率とか、各種控除とか、そのほか個々の租税の細かい内容の改正は勿論別であります。体系としてはこのまゝとする。従つて所得税の思ひ切つた減税をするということ、それか

ら若干間接税の比重が高まつてもこれは止むを得ないかと思ひます。殊にシヤウブ勧告により二十五年年度の税制改革によりまして、生活必需品の間接税というものは殆んど整理されておりますから、若干今よりも間接税の比重が大きくなつても、それほど大きな害悪はなからうかと思ひるのであります。国税についてはまあその程度。それから地方税体系につきましては、道府県税の構造というものが著しく都市的な税金に片寄つているのであります。これを修正する必要があると思ひます。興飲食税のようなものを市町村税にする。それから私は附加価値税はやはり一応やつて見るべきではないかと思ひるのであります。その点は事業税を續けてもよろしいのであります。とにかく農業附加価値、或いは農業事業税というものを府県税としては若干復活することが必要ではないかと思ひます。つまり府県税の都市税偏倚の構造を若干修正する必要があることとございます。それから市町村民税の課税標準を所得税にリンクするというのをやめまして、従つて均等割、所得割の区別をやめる。そして外形標準を相当に加味する。特に消費者の消費生活の程度というふうなものを織込んだ外形標準を相当に加味する。それから他の市町村に住所を有する個人、法人であります。当該市町村内に家屋敷、事務所、事業場などを持つております場合には、現行法では均等割のみがかかるのであります。均等割としてでなしに、その市町村に住所を持つている住民と同様な市町村民税の納税義務者とする、そういうふうなことを

が……。まあそのくらいの程度の税体系と申しますか、改正で、暫らく根本的な改革は、研究は今からじつくり続けて行く必要がございますが、見送るべきではないかと、このように考えるのでございまして、以上で大体私の公述を終らせて頂きます。御質疑のあるかたは御発言願ひます。○森八三三君 只今先生から税の捕捉歩合をもつと上げて行くということのためには、むしろ納税義務者の数を整理して行くという方向に行つていくべきではないかというお言葉があつたと思ひますが、観点を交えて、そういうふうな仮定して、現在の社会情勢なり経済情勢からいたしまして、どの程度までの所得者が直接国税の負担者ではないかというのか。その限界があるのか。額の点から申しますとどうお考えになつておりますかを一つお伺ひたいと思ひます。○公述人(鈴木武雄君) それは私も計算ができますが非常にやつて見たい問題なんです。ございまして、一方歳出の経費のほうと噛み合はなければならぬ。経費のほうは非常に膨脹せざるを得ない。どうしても赤字財政はできないので、これは租税を中心とした経常収入で財源を賄わなければならぬ。こういうことになつて参ります。と、如何に何らかの計算で限度というものをきめましてもそれが守れないことになりまして、一応私が、この八月の終り頃でありましたけれども、大昭和二十七年年度の一般会計の経費といたうものを私だけのあれで計算しまして、かなり節約した緊縮予算を作りまして、それを賄う財源としての租税の

計算をいたしました。その場合で申しますと、所得税は基礎控除をまあ八、九万円ぐらゐまで引上げることが可能な計算になつたのであります。併しそれは今度の補正予算が出て見ますという、経費がそのときの私の計算いたしました経費よりも、一千億円以上膨れておるのであります。さつきやつと申しましたように、所得税を約半減するといふような減税は、今のところではむづかしいだらうと思ひます。○森八三三君 その次に法人税のことについてお話がありましたのでありまするが、そのお話の中に、個人事業所得の關係における政府の計算を例にとりになりまして、法人の中にもいろいろ種類があると思ひますが、経営的に見ていろいろな段階がある。そこで一律に二〇%の増税をすることは適當ではないのじやないかという御意見があつたと思ひますが、そこでそのことは非常に御尤もと思ひます。法人の中に経営的に見ていろいろな区分があると申しますか、いいのもあれば悪いのもあるという現段階、これは事実でありますのでよく理解できますが、それを是正して行くために具体的にどんな方法が考えられますのか、税の上において、お教え頂きたいと思ひます。○公述人(鈴木武雄君) それは私にはいい智慧はないのでございまして、少くとも、そういうふうなことが考えられるので、政府が或る千七百社です。これを会社を選んで、去年から今年にかけての収益状態の推移を調査いたしました結果、相当の収益が挙つていゝからというの、一つの二割法人税率を増税するという論議になつていゝと思

うのでありますけれども、それでは金
般の法人が必ずしもその二割の増税に
値するほど収益が挙げたとは簡単に言
えないのではなからうか。だから少く
ともこの際法人税率は、増税しない
で、現行税率でとめておいて差支え
ないのじやないか。自然増収が非常
にたくさん見込れているのですから、収
入を挙げるといふ見地から申しまして
も、現行税率三五%でも千八百億圓ぐ
らいの法人税収は得られるのだから、
その程度で、わざ／＼今二割上げる必
要はないんじゃないかというだけの意
見でございまして、今の御質問のよう
な凸凹が非常に法人収益の間にある。
それに應じたように課税する方法はど
うすればいいかということにつきまし
ては、まだ余りいい智慧を持つており
ません。

○松永義雄君 何か書いてあつたの
ですけれども、最近のこの物価の値上
りと、それから減税と、それから給與
の引上げ、これらを三つ合せて調節
すると、こういうことを言つておる。
調節する程度はどの程度でしょうか、
細かい数字は別にして、物価が上りま
した、減税をしてやる、給與の引上げ
をしてやる、そこで調節ができるので
すか、勤労者について。それはイー
ルになるのですか。

○公述人(鈴木武雄君) これはなか
なか、詳しい計算をして見ませんとわ
かりませんし、大蔵政府から出ており
ます資料については、一応実質賃金の
計算とか、減税と物価騰貴と噛み合せ
まして得た結果としての実質賃金の数
字というふうなもの、この資料には
載つていないようでございますが、減税
によつて、物価騰貴、特にこの八月か

らの主食の消費者価格の引上げに伴う
家計費の圧迫を減税によつてカバーす
るなり、それから電気料金、それから
この十一月からの通信料金、鉄道運賃、
水道料金といったようなものの値上
げ、これを減税によつてカバーする
ということが言われているのでありま
す。これは確かに政府としてはそうい
う価格料金の引上げをみずからやる。
或いはそれを承認するという以上は、
少くとも減税によつてその家計費に
対する圧迫を緩和するということをす
る義務が、責任があるということをは
やります。責任があるというところは言
えると思いますが、その結果数字的に
どういふふうになるかというところは、
やはり私も資料に従ひよりほかは
出しておりません。資料に依りよりほか
よつと一人ではなからず、計算のできな
い問題なんではないかと。ただ併し主
食の値上りというふうなことにつきま
しては、非常に低額な所得者層はどい
わゆるエンゲル係数の関係から申しま
して負担の圧迫が大きくなる、家計費
の圧迫が大きくなるというところはま
一応言えると思ひます。減税によるそ
ういふ圧迫の緩和というところは、だ
ん基礎控除が引上げられて来まし
て、そうして非常な低所得者層が所
得税の納税義務者から脱落して参りま
すというところ、本当にカバーしてやる必
要のある層は余りこの減税によつては
恩恵を受けないというふうなこともあ
り得るのじやないか。やはりそういう
価格料金の引上政策そのもののほうに
もつと直接的な手を打たないと、だ
んだん減税によつてそれをカバーして行
くという余地は、だんだん／＼下のほうで
はなくなつて行くのではないかと。こ
れが問題として考えられるのです。

その程度しかちよつと申上げられない
のです。

○理事(大矢半次郎君) 次に芝浦製作
所事務取締役の西野嘉一郎君にお願
いたします。

○公述人(西野嘉一郎君) 只今御紹介
にあずかりました西野でございます。
私は主として、法人税の改正の一部
改正に關する、財界側の意見を述べさ
して頂きたいと存するものであります。
今回の法人税の改正は、提案理由に
も御説明がござりまするに、四つの点
があると思ひます。一つは税率の
引上げであります。二は徴収給予
の件。三は退職手当金の損算入、退
職立金の損算入。四は特別償却金
制度の設定であることは言うまでもな
いと存するのであります。この四つの
問題につきましまして、私の意見を述べ
して頂きたいと思ひます。

第一の税率引上げの問題であります
が、これは提案理由によりまして、最
近における法人収益の状況、個人負担
との関係などを考慮して、若干の増徴
を図る、そうして現行の百分の三十五
を二割引上げて、百分の四十二に
する、と申しておるのであります。当
局の御説明によりまして、法人企業は
最近相当の収益が挙つて、且つ相当の
社内蓄積もできたから、二割程度の増
徴をしても、法人企業には十分負担能
力がある、と申しておるのであります。
果してそうであるならば、私はこ
の点につきまして、少しばかり法人企
業の負擔につきまして御説明をさして
頂きたいと存するのであります。先ず
企業収益率の推移でござりますが、こ
れはいろいろ統計のうちで、三菱経
済研究所の調査によりましてものが最も

正確かと存じます。この中には金融機
関の問題が含まれておりますが、昭和
十二年の上期の統計によりまして、收
支比率は八七%であります。総資本の
利益率は六・二%、自己資本の利益率
は一〇・四%、売上高利益率は一三・
九%、この場合の配当率は八・七%
で、社内留保率は三七%となつてお
るのであります。更に昭和十六年上期の
数字を眺めて見ますと、この昭和十六
年上期と申しますと、御承知のごとく
太平洋戦争勃発の直前でありまして、
諸種の経済統制が強化されまして、利
潤の統制が行われつつあるときであり
ます。その年の収益率は、收支比率が
八九%、総資本の利益率は四・九%、
自己資本の利益率は九・五%、売上高
利益率は一一・四%、配当率は八・
五%、社内留保率は三七%となつてお
るのであります。然るに最近通産省が
我が国の主要企業百九十二社、これは
会社数は誠に少ないのでござりますが、
この中には金融機関は含んでおりませ
ん。併しながらこの百九十二社の中に
は我が国の産業を動かしておりますと
ころの大会社が全部網羅しております
と、会社数こそ少いけれども、この調
査数、この調査しました対象となつて
おる百九十二社は大会社、大企業は全
部網羅しております。我が国の産業、
生産力の七割乃至八割ぐらゐのものが
この中には含んでおるのではないかと
存するのであります。この会社の昭和
二十五年下期の決算数字によつて調べ
た調査によりまして、この二十五年下
期と申しますと、本年の三月から五月
までで決算の到達した普通営業期間を
含んでおります。この昭和二十五年下
期の数字は収益率が八九%、総資本の

利益率は一七・八%、自己資本の利益
率は六五・八%、売上高利益率が一
一%、配当率は二四・八%、社内留保
率は五〇%となつております。資本利
益率を眺めて見ますと、昭和十二年の
上期或いは十六年上期に比べて見ま
すと遙かに大きな感じがいたします。こ
れは、これはその基礎となりまして、
この資本金を、或いは自己資本を、
その収益のベースに、計算のベースに
いたしておりますが故に、ここに一つ
の数字のマジックにかかつておるので
あります。併しながら靜かにこれらの
数字を眺めて見ますと、企業の真の利
益率を表示いたしますところの收支比
率は八九%でありまして、それを逆から
申しますと、売上高利益率は一一%で
ありまして、むしろ平常時の比率より
も下廻つておるのであります。特にこ
の期間には繊維工業が非常なる高収益
を挙げておりまして、全体の比率は高
くなつておりますが、この繊維工業を
除く全産業の総資本利益率は一割であ
ります。自己資本利益率は三八・二%
であります。特に売上利益率は繊維工業
を除きますと非常に低率になつており
まして、機械工業のごときは四・五%、
石炭鉱業のごときは三・五%になつて
おるのであります。かくのごとく資本
の側から眺めて見ますと、非常に高收
益のごとくに見える企業収益は、売上
高に対する収益率は平常よりも、過
去、戦前並に戦時中の統制をされて
おつた、利潤を統制されておつたとき
よりも低いことを示しておるというこ
とは何を意味するかと申しますと、こ
れは我が国会社企業の資本構成がこの
インフレのために著しく不均衡になつ
ておるということでありまして、これが

正確かと存じます。この中には金融機
関の問題が含まれておりますが、昭和
十二年の上期の統計によりまして、收
支比率は八七%であります。総資本の
利益率は六・二%、自己資本の利益率
は一〇・四%、売上高利益率は一三・
九%、この場合の配当率は八・七%
で、社内留保率は三七%となつてお
るのであります。更に昭和十六年上期の
数字を眺めて見ますと、この昭和十六
年上期と申しますと、御承知のごとく
太平洋戦争勃発の直前でありまして、
諸種の経済統制が強化されまして、利
潤の統制が行われつつあるときであり
ます。その年の収益率は、收支比率が
八九%、総資本の利益率は四・九%、
自己資本の利益率は九・五%、売上高
利益率は一一・四%、配当率は八・
五%、社内留保率は三七%となつてお
るのであります。然るに最近通産省が
我が国の主要企業百九十二社、これは
会社数は誠に少ないのでござりますが、
この中には金融機関は含んでおりませ
ん。併しながらこの百九十二社の中に
は我が国の産業を動かしておりますと
ころの大会社が全部網羅しております
と、会社数こそ少いけれども、この調
査数、この調査しました対象となつて
おる百九十二社は大会社、大企業は全
部網羅しております。我が国の産業、
生産力の七割乃至八割ぐらゐのものが
この中には含んでおるのではないかと
存するのであります。この会社の昭和
二十五年下期の決算数字によつて調べ
た調査によりまして、この二十五年下
期と申しますと、本年の三月から五月
までで決算の到達した普通営業期間を
含んでおります。この昭和二十五年下
期の数字は収益率が八九%、総資本の

利益率は一七・八%、自己資本の利益
率は六五・八%、売上高利益率が一
一%、配当率は二四・八%、社内留保
率は五〇%となつております。資本利
益率を眺めて見ますと、昭和十二年の
上期或いは十六年上期に比べて見ま
すと遙かに大きな感じがいたします。こ
れは、これはその基礎となりまして、
この資本金を、或いは自己資本を、
その収益のベースに、計算のベースに
いたしておりますが故に、ここに一つ
の数字のマジックにかかつておるので
あります。併しながら靜かにこれらの
数字を眺めて見ますと、企業の真の利
益率を表示いたしますところの收支比
率は八九%でありまして、それを逆から
申しますと、売上高利益率は一一%で
ありまして、むしろ平常時の比率より
も下廻つておるのであります。特にこ
の期間には繊維工業が非常なる高収益
を挙げておりまして、全体の比率は高
くなつておりますが、この繊維工業を
除く全産業の総資本利益率は一割であ
ります。自己資本利益率は三八・二%
であります。特に売上利益率は繊維工業
を除きますと非常に低率になつており
まして、機械工業のごときは四・五%、
石炭鉱業のごときは三・五%になつて
おるのであります。かくのごとく資本
の側から眺めて見ますと、非常に高收
益のごとくに見える企業収益は、売上
高に対する収益率は平常よりも、過
去、戦前並に戦時中の統制をされて
おつた、利潤を統制されておつたとき
よりも低いことを示しておるというこ
とは何を意味するかと申しますと、こ
れは我が国会社企業の資本構成がこの
インフレのために著しく不均衡になつ
ておるということでありまして、これが

企業収益に対する一つの大きな誤解の原因になつておるのでございます。然らば我が国の企業の資本の構成はどうかと申しますと、これも昭和十二年の自己資本構成を眺めて見ますと、自己資本は六〇%、社外負債は四〇%であります。又昭和十六年の数字は自己資本が五二、社外負債は四八となつておりますが、これらの過去の非常に社外負債に依存度の高いときにおきまして、なお我が国の企業は自己資本は社外負債を超過しておるのであります。これはいわゆる企業の、企業財政の基本原則でありますところの自己資本は社外負債を超過しなければならぬという原則が、この戦時統制の場合においても十分我が国企業は守られて来たのであります。海外の多くの貸借対照表から、アメリカ、英国その他を見てみても、この社外負債が自己資本を超過しておるような統計は我々の目には全然浮ばないのであります。ところが先ほど申しました通産省の大会社を殆んど網羅しております昭和二十五年下期の数字はどうなつておるかと申しますと、この期間には相当に資産の再評価が行われたのであります。そうしてその評価の数字を眺めますと、大体自己資本の七割が資産再評価の金額を占めておるのであります。過日大蔵省が提出された資料を私ちよつと計算をして見たのであります。この資料によりまして自己資本のうち六割が再評価積立金であります。自己資本合計を一〇〇としたとしますと、その中の六割が再評価積立金になつておるのであります。かくのごとき相当金額の多量のものがある資産再評価によりまして資本構成が大いに正された

のでありますけれども、それでも再評価積立金を算入いたしましたも自己資本の資本構成を眺めてみますと自己資本は二七であります。社外負債は七三となつておるのであります。かくのごとき資本構成の不合理を如実に露呈しておるのであります。かくのごとき不合理な資本構成の下で企業の収益率を眺めて見るとそこに大きな誤解の原因を招くのであります。かくのごとき場合におきましてはどうしても企業の収益率は正常の状態にこれを引戻して換算して考えて見なければ正しい判断が出て来ないのではないかと存するのであります。然らばどれほどが適正な収益率であるかと申しますと、これにはいろいろの説がございますが、我が国の経済が戦時経済統制に移行いたしました昭和十五年当時の商工省に設けられました我が国利潤率専門委員会の中間報告によりますと、当時の標準総資本収益率は一割であることが最も適正であると結論をいたしておるのであります。これは当時の調升価格その他において相当圧縮されたときに、軍の総資本収益率でありまして、これが一割と結論されておるのであります。この考えを昭和二十五年下期の自己資本比率、先ほどの資本構成の中に申しました自己資本の構成比率は、二七%といふ数字に換算して見ますと自己資本の収益率は三七%ということになるのであります。この数字が昭和二十五年下期の繊維工業を除いた全産業の平均収益率にたゞ、大体一致するのであります。先ほど御説明を申しましたように……従ひまして非常に高収益であつたと騒がれました昭和二十五

年下期の決算はこれを引伸ばして考えて見れば昭和十六年の我が国の戦時経済で利潤を統制したときの収益率に一致する、実質的に一致する。而もそこにはインフレ利益が含まれている。実質的な利益でなくて、インフレ利益が多分に含んでいゝことが言えるのであります。かくのごとき我が国企業の現状は決して高収益でもなく、高率配当でもございせん。すでに申し上げましたように昭和二十五年下期の高率配当と言われましたときの、今度は配当金の問題について少し触れたのであります。高率配当と申されましたところの金額は僅かに利益金の九・二%であります。これは先ほどの百九十五社でありましたか、百九十何社かの数字についての計算であります。当期利益金から僅かに一割以下のもので配当金として振向けられたのであります。而もこの比率は税引利益金に対する比率でありまして、然るに今回の法人税率の二割を増徴ということ、これは七%ということにはなりませんけれども、税引利益に対する比率でありまして、これを税引利益金に対する今回の二割増徴を換算して見ますと、約一四%ぐらゐになるのであります。従ひまして二十五年下期に高率配当、高率配当と呼ばれたものは、その実質的な金額は、今回の百九十五社について考えますと、増徴する七%よりも五割だけ多くの金が増徴されるという結果になるのであります。これは通産省の調査による百九十五社の、主要企業に対する統計よりの推論でありますから、我が国の法人企業全体に對しましては、相当の相違があるという結論

が出ると存するのであります。いずれにいたしましてもその主力をなしておるところの大企業、目標になつておるところの大企業の収益状況は、先ほど申しましたようなことであります。これを十二年の利益金中配当金に振向けた金額はどれだけかと申しますと、利益金の大体その当時は六割ぐらゐが、これが配当金に廻されておつたのであります。それを見ますと六分の一であります。昭和十二年の上期のときは、総資本に對しまして払込資本の構成比率は四五%でありました。昭和二十五年下期は一五%になりました。従ひましてこの面から申しますと、昭和十二年上期の八・七%という配当率は、昭和二十五年下期に直しますと、二六・一%、二割六分一厘の配当をして、それに相当することになるのであります。従つて二十五年下期の二四・八%の配当率は高率配当であるといふことは、これは大いに数字のマジツクにかかつておると私は申し上げなければならぬと思つております。従ひまして今回の増徴の金額は、昭和二十五年下期に行われた配当金の金額以上になることは間違ひございせん。而も我が国主要企業の資本構成は、自己資本と再評価積立金を含めまして先ほど申しました二割七分でありますから、我が国企業の如何に、これが脆弱性を物語るものであるかということが言えるのであります。つまり我が国の企業は他人資本に大部分を依存している、殊に金融機関に現在依存をしなければならぬというやうな結果になつておる。その結果、金融機関の側から見ますと、いわゆるオーバート・ローン

の問題が当然起つて来ておりますし、我が国企業は実に不安定な状態になつておるのであります。現在におきましては、株式会社は金融機関の大きな統制の下に入らざるを得ないというやうな状況になつておるのであります。これを排除いたしますためにはどうしても資本の蓄積を行ひまして、企業の不安定を除去すること、もう一つは相当の配当をいたしまして株価を維持し、そして、そうして増資を可能ならしめることが必要であるのであります。然るに今回の法人税の大増上げは誠に遺憾でありまして、私はまだ、企業はそんな、二割もの増徴をして、その負担能力がありという大蔵当局の見方は誠に皮相なものがあるものであります。我々といつたしましては、まだまだ企業にそういうやうな収益に対する実質的な能力の蓄積を、企業内部に十分に行わすべきである。また行わなければならない。そして漸く今日芽が出て来て、若芽が出て来たものを足で踏み潰すやうな、そういうやうなことをしては、結局企業を萎縮して……更に今回の予算の中にも含まれたやうな自然増収というやうなことは考えられないのではなからうかと思つております。私個人の考えを述べさして頂きますと、今回の七分の税として取上げられるものが、若しこれがどうしてもしなければならぬものであるというならば、これは強制積立金にでもして資本構成の……企業の内部にこれを留保せしめて、そして資本構成の是正に、我々は官民共に企業を育てて行かなければならぬと思つておりました。少くとも戦前の資本構成比率まで持つて行き、同時に企業財政の健全化を図られんことを大蔵当局

に切望するものでございます。

次に第二の、徴收猶予の問題でございます。法人税を決定確定後、二ヵ月以内に申告と同時にその全額を納付する現行制度が、企業金の繰り延べを基に、庄迫してあるから、決算確定後、四ヵ月四分の一ずつの分納を認められたら、このことは、経済団体連合会からその筋、大蔵当局或いはその方面に我々はこれを要望して参つたのであります。今この要望が一部取入れられまして、九月一日以後終了する事業年度の分に対する法人税につきましては、その半額を申請によりまして三ヵ月間徴收を猶予することができ、併しなから、徴收猶予期間には日歩四銭の利子税を徴收するようにする、こういうことに相成つておるようであり、併しなから、申請による徴收猶予と分納制度を認めるということとは、ちよつと見ますと趣旨は同じこととございまして、大蔵にその内容は違ふのであります。これでは我々が要望して参りました企業金の繰り及び金融市場の便益の緩和を目的とした、その効果が本来の趣旨と全く違つたものになる危険が多分にあるのであります。なぜならば、徴收猶予の制度といふものが、ともかく制度として設けられずならば、そうでなくとも資金にゆとりのない金融機関は、納税資金の貸出を強く引締めるのであります。従ひまして会社は、止むなく今申しました日歩四銭の高利な利子を負担しなければならぬのであります。この税額は先ほど申しましたように、当期利益金として出しておる額よりも甚だ多いのであります。わかりきつたこととありますが……。税込利益

の六割というものが税金に持つて行かれますから、配当金なんというものは極めて僅かなものであります。先ほど申しましたようなことであります。相当の金額になるのであります。これは法人税、事業税、地方税等を見ますれば、六割以上のものが……、これがために……、而も納税期が一度になつたために、金融を圧迫するからこうして頂きたいということを申し上げたところ、大蔵当局の今回の案は日歩四銭を取るぞということに相成つたのであります。これでは先ほど申しましたように、四銭は企業が負担したらいいですよ、というふうになつてしまつて、企業の損失がますます悪化する。従つて会社はあらゆる手段を講じて、金融機関からの借入れに仰ぐとするでありますが、さつきの出向抑付方針にもかからず、今回の徴收猶予制度では民間資金の引揚げによる金融圧迫というものはいささかも緩和できないのであります。更に銀行金利の平均レートが現在日歩二銭五厘、今回の徴收猶予制度を制度的に認めながら日歩四銭の利子税を徴收するということは当を得ておりません。仮に利子税を負担せしめるといふにしても、銀行の平均金利以下、少くとも日歩二銭程度に引下げるべきであります。なおこれは制度として設けられた以上は、少くとも担保の提供とかそのようなことは、要求しないようにして頂きたいのであります。

第三の点であります。退職引当金の損金算入の問題であります。青色申告を提出する法人の退職手当積立金であつて、一定の条件を具備するものについては、これを積立てた年度の損金に算入することができると、今回規定されるのであります。併しなから、この一定の条件につきまして、大蔵当局の案によりまして、退職手当積立金については、労働組合との間に労働協約が成立していることが一つの条件である。第二は、退職手当積立金の二分の一は銀行預金にすべきであるということに条件にしたい。折角我々が要望した退職手当積立金が損金算入の恩恵を受けようとしておるにもかかわらず、こういうような条件をつけたら、これは非常にその恩恵は微小なものになるのであります。少くとも前者につきましては、それを労働組合その他一般従業員にこれを公示したことによつて会社内規、退職手当規定を一般に示したことによつて、これを一つの条件にして頂きたいのであります。なぜならば労働組合にもいろいろあります。非常に健全な労働組合もあります。又非常に進歩的な労働組合もございまして、それによつて企業が受けるような、企業がそれに対して不公平な取扱になるというようなことは、非常に税の問題として面白くないと思ふのであります。で、こういうようなことが、労働組合に利用されて、巨額の退職金の規定を要望し、それがなか／＼とまらぬというところが、却つて労働争議の原因を作るのではないかと心配するのであります。後者に對しましては、最近の企業金の詰りのときに、不必要な金融機関からの借入

金を増しまして、且つ大蔵当局の心配しておる兩建預金を増加して企業に必要な金利の負担をせしめることになつては、これはいかと心配するのであります。従ひまして、これの代替案といつたしまして、私が考えておりますのは、市場性のある有価証券であるとか、国債とか社債を以てその積立預金に代替せしめることを強く要望したいのであります。で、最後の問題であります特別償却とする制度の制定であります。これは企業の合理化を促進し、且つ誠に促進する上に結構な制度でございますが、特定の重要産業の取得する特定機械などの範囲は、これを一連の設備として、その中には汎用機器であつても、汎用機器がたとえ含まれておりました、これが産業合理化のための一連の設備機械であるならば、この制度を認めて頂きたいのであります。更に輸入機械におきましては、これよりも以上な、半額償却は結構でございますが、その残つた半分に對しましては、短期償却を主張したいのであります。更に、更に今後新たに取得するといふようなものでなく、重要産業の現在の設備に對しまして、基礎産業につきましては、更に高率の償却を要望したいのであります。で、最後に今回の税制改正の説明の中に含んでおらないのであります。私が長く要望して参りました、棚卸資産の評価減制度の問題であります。この中には金融機関の保有しますところの有価証券の評価問題も含まれておりますが、この理由につきましては経済団体或いは日本租税研究協会、金融機関それ／＼の団体からしばしばこの要望をいたして参りました

関係もありまして、大蔵大臣もしばしば議會でこれを実行したいといふことを言明して参ります。この議會における大臣の答弁の中にも実行いたす方針であるといふようなことが述べられておりますから、実行されるものと念願いたしておるのであります。この説明の中には、今回の出されております説明の中には、今申上げました四つのほかに落ちておるのであります。これは今回法人税を二割増徴し、而もこういうような重大な企業の弾力性を持たせようという問題の取扱を、その中から落しているといふことは誠に残念であります。これは当然実行されるものと我々は確信してゐるのであります。この点につきましては、是非大蔵当局初め議會におかれましては大いに熱望して、企業のあり方についてどうか一つお願いしたいのであります。この点につきましては、我々としても多くのことを要望しておらないのであります。戦前に行われた一割評価減制度の復活、而もそれが財政需要とも脱み合せて、今回大蔵当局が立案されたといふような、毎半期ごと二割五分、二分五厘ですか、二ヵ年で分割するといふようなことも止むを得ないと存じておるのであります。この制度が是非法人税の若し引上げ止むを得ないといふことで決定するならば、同時にこれは行なつて頂きたいのであります。今回の案によりまして、今この案に含んで百億といふものが勘案されてあるごとくに考えられるのであります。先ほど申しましたような退職手当の積立金のことや、或いは特別償却ではとてもそんな大きな数字が出て来ないのではないか

と思うのであります。そこで又同時に、非常に技術的に申上げるようでありますが、棚卸資産の評価方法の、一種の先入れ、後出しというのが認められておるのであります。これがこの前のシャープ勧告によつて我が国で初めて認められた棚卸資産の評価方法でございますが、これらも実施を、どうして企業が行わないかと申しますと、本法を採用いたしますとその生ずる評価益を利益に上げます、弱制的に上げますというように規定してありまして、こういうような不合理な規定は是非この際排除したいと存するものであります。

以上私は幾つかの点につきまして所見を述べさせて頂きましたですが、これで私の公述を終らせて頂きたいと思ひます。

○理事(大矢半次郎君) 御質疑ありませんか。別にないようでありませうからして、その次は東京新聞論説委員の福良俊之君にお願いいたします。

○公述人(福良俊之君) 私福良であります。極めて常識的な意見を申上げたと思ひます。

今度の税制改正につきましては、対外的な考慮と財政的な考慮と、二つの面からの考慮が払われておると思ふのであります。申上げるまでもなく、対外的な考慮といはしましては、先日來訪したドッジ氏の言を待つまでもなく、各国が朝鮮事変を境として増税の方向にある。その際日本だけが三度減税をするということが一つであります。同時に又今度の戦争によりまして、苦痛と損害を與へた諸国に対して賠償の支払をしなければならぬ国が先ず

国内で税制の改正とはいながら所得税において減税をする、こういう点に對する考慮があると思ふのであります。この場合に、先ほど申上げました後者の、日本に賠償を要求する国々の今日の国民生活の程度その他を考慮いたしますときに、今日我々の生活が著しく苦しいからと言つて、所得税について減税を行うということについては多少心を配らなければならぬ点があるものであります。米國がすでに三回の増税を決定した、その際に日本が逆に減税の方向にあるという点につきましては、アメリカの國民所得、又國民の生活程度等と比較して敗戦後の日本の状況がどうあるかということを中心に入れるならば、了解が得られるのではないかと思ふのであります。

第二の財政的な考慮であります。明年以降賠償その他諸關係の諸費が二千億円程度増加する、そういう際果して税の調整をすることがよいかどうかという問題であります。今日幸にして二十六年年度の予算におきましては、租税の自然増収が一千五百億圓を超えらるゝ状況でありますから、この増収分の或る部分を税の調整に充てるといふことは最も時宜を得たことであります。又同時に明年年度以降の増収を或る程度制約する一つの鍵にもなると思ふのであります。

かような点を考えて見ますと、今度提案されております税制の改正案につきましては、私は賛成をしたいのであります。ただここで問題になりますのは、こういうた諸般の考慮をした上で行われる今度の税制改革によつて一休國民生活が確保されるであろうかどうかという点であります。大蔵當局から配

付されました資料によりますと、主食の値上げ、その他公益事業等の値上げによる家計費の負担増加よりも、今回の所得税の減税によつて負担の減少する分のほうが多いという統計が出ております。統計的に見て果してそれが正しいかどうかを直ちにここで申上げる資料を持つておりません。併し、この中に落ちておるのがたゞ一つあります。それは國鉄の貨物運賃の値上げであります。この影響は十一月からであります。どういふふうな結果が一般物価に現われて来るかはまだわかりませんが、値上げを口実として一般的に物価が上るうとしておる情勢にあることは事實だと思ひます。又最近の一般物価の値上りによりまして、勤労者の家計というものが減税を考慮してもかなり苦しい状態に陥つてつあることは事實だと思ふのであります。先ほど申上げましたように、対外的な考慮を相当私にしながらお且つ今度の税制改正をして國民生活を確保しようという政府の考え方から申しますならば、この際税制改正によつて所得税の減税を行う、その効果を確保するような方策を同時に講じて頂きたい、こういうことを申上げざるを得ないと思ふのであります。

法案の個々の内容につきましては、先ほど來鈴木先生その他からいろいろお話がありました。所得税の問題については鈴木先生の中にもありましたけれども、現在の所得税の源泉別な構成を考へて見ますと、勤勞所得から払われる税というのが六〇%を超えておつて、個人企業者の支払つておる分は三〇%に過ぎないのであります。こ

の点にアンバランスが見られるということとは申上げるまでもないことであります。殊に勤勞者の所得というものが源泉所得によつて殆んど漏らすところなく徴收されておるという事實を見落してはならないように思ふのであります。現在勤勞者の家計といふものがどの程度に苦しくなつておるかといふことは、ここで数字的に申上げるまでもないことであります。所得税の改正が今度の減税にとどまらず、更に財源に余裕があるならば、基礎控除の増額その他によつて、少くとも年收十二万円、月收にして一万円程度の人たちは税金を払わないで済むような措置が講ぜられたならば幸いだと思ひます。法人税の増徴につきましては、私はこの案について賛成いたします。個人の税負担と法人の税負担との間に不均衡があるといふことは申上げるまでもないことであります。シャープ勧告によりまして、法人の税金というものが著るしく軽減され、今日まだ経済状態が安定状態にない、企業の内部の資産構成その他がまだ通常の状態に返つていないといふことは、確かに一つの理由として十分考へなければならぬことであります。税制改正によつて、税制を考へ、歳入全体を考へて、どこかで調整をして行かなければならぬといふ場合に、今日の所得税が重いと、これを調整するといふ問題を取上げて見れば、他方において法人税が二割程度の増徴が行われても止むを得ないのではないと思ひます。繰返して申上げますけれども、今度の税制改正はなか／＼対外的な効力、或いは將來の財政膨脹といふことを考へて見ますと、そう簡単な問題ではないと思ふのであります。

○公述人(福良俊之君) その点については別に何も触れておりません。私ども今日まで拜見しておる資料により、殊に九月までの調査では、實際の収入状況から考へまして千五百億圓程度の自然増収があると思ひます。

○野澤勝君 ああ、そういうわけであることを認めるというのですね。

○公述人(福良俊之君) そうです。

○野澤勝君 どうですか。いや、それじゃあなたの御意見ですか。……

○理事(大矢半次郎君) 日本財務職員労働組合連合会中央執行委員長齋藤基助君にお願いいたします。

○公述人(齋藤基助君) 只今御紹介にあずかりました日本財務職員労働組合の中央執行委員長の齋藤であります。

○公述人(福良俊之君) 野澤勝君、ところがその千五百億の自然増収といふものは多量に見えておるのですか。それはその問題は別に自然増収という現象上の数字だけを見ての上における御意見ですか。千五百億という自然増収の中には幾多意見もあるという解釈なんですか、どうなんですか。

○公述人(福良俊之君) 野澤勝君、ところがその千五百億の自然増収といふものは多量に見えておるのですか。それはその問題は別に自然増収という現象上の数字だけを見ての上における御意見ですか。千五百億という自然増収の中には幾多意見もあるという解釈なんですか、どうなんですか。

○公述人(福良俊之君) 野澤勝君、ところがその千五百億の自然増収といふものは多量に見えておるのですか。それはその問題は別に自然増収という現象上の数字だけを見ての上における御意見ですか。千五百億という自然増収の中には幾多意見もあるという解釈なんですか、どうなんですか。

勤務の命令の下にやつておりながら、その債権は予算の不足として履行されなければならず、仕事の量は依然超勤の継続を絶たない職場の状況にあることである。旅費につきましても予算に制約されておるということで、ときには義務の出張のごとき裏付のない出張をすることさえ決して少くないのでございます。間税の密造酒検査費用のごときは、トラック燃料、損料等の費用に大部分を費消し、実際の行動に当つての食糧費の不足は、行動に相当制約を受けておるであります。実は密造酒検査の行動は、決行日の漏洩を防止するため雨天を問わず決行するものであり、具つ深夜準備して早朝行ふものでございます。又検査直後における物件の引揚げ等は重労働にも等しいものであります。従つて食糧費は絶対にこの際考えられなければならぬものでございます。総費用八千五百万円中食糧費は五割に該當するのであります。実際は密造酒検査連絡協議会の打合せ等に使用されることが多く、実際に使用される食糧費としての活用は到底その意を盡し得ないのでございます。従つて実行に當つて障害となつておるものでございます。

滞納税に至りましても、二十五年三月三十一日までの調査に係るところの二十六年十月二十五日の発表によりますれば、九百四十五億六千一百万円に對しまして、その件数は六百十三万五千件の数字を示し、現在を過す計するならば、優に一千億円を超えと思はれるのであります。このような事情の中にあつて徴税の増額に對して特段の御配意をお願いしたいのであります。公平なる負担と適法なる課税には現在の

ね。そう思うのです。そちらのほうが逆に自然減になつていて、最初の見積りが大きいということも理由でしようけれども、自然減になつて、片方が自然増収、全体の金額の面ですが、それも申告納税のほうが自然増収が少いというならばまだいいのです。徴税予算よりも減つて来ている。余りここが開きが著し過ぎるので、主税局あたりの説明を聞きましてもどうも納得が行かないのです。それで第一線に出て働かされているあなたの御意見も伺つて見たいと思ふのですが……

○公達人(齋藤基助君) お答えいたします。御意見御尤も存じ、且つ我々もその問題に對して究明しようと思つて、一応見積りも大きいのではないかと、併し一歩退いて考へて見ますれば、やはり調査が不徹底ではなからうかという感じがするのでございませう。即ち勤務所得者の場合ですと安易に捕捉ができますが、事業所得につきましても、現在の経済の安定した基礎がないだけに調査が非常に困難である。そのようなことが今日のような数字を見ているのではなからうか。かように思ひまして、公達といひまして……非常に源泉と所得の開きは相当ある、これをむしろ所得のほうをよく調査するならば、相当の徴収の見込が考えられるのではないかと。して見るならば、現在の減税という消極的な考えよりも、更に徴収の増徴せられた面を減税に振向けられたならば積極的な減税ではなからうか、かように考へておりまして、現在の我々から考へるならば、やはりまだ捕捉し得ないものがあるのではないかと、かように考へておるものでございませう。

○木村八郎君 主税局あたりではこの業者所得の捕捉率を一〇%、引上げたと考へておられますが、実際の業者所得の捕捉率で、どのくらい見ておられますか。

○公達人(齋藤基助君) お答えいたします。遺憾ながら計数的な数字の持合せがないので、抽象的なことを遺憾に思つておるものであります。その数字は目下のところ持合せございませんので御了承願ひます。

○木村八郎君 実は今度の税制の改正で、これはもう誰でも知つておる通り、勤労者、給與所得者と、そうでない人との税の不均衡が著しくなつておるのです。その均衡を図るために我々はどうしても勤務控除を殖やせと、少くとも元二割五分であつたからそこまで減らせといふことを主張しておるのですが、主税局のほうではさういふことよりも、むしろ業者所得とかその他の捕捉をきちんとし、さうして勤労所得者と同じように、片つ方の源泉所得者と同じように捕捉率を高めるのだ。業者所得なり法人なり……。さういふことを言つておるのです。実際問題としてさういふことによつて均衡がとれるものであるかどうか。我々はさう言つても實際問題としてはいいわけですから、それは理想としてはいいわけですから、併し實際困難からどうしても勤務控除の引上げといふことをここでやらなければ、余りに不均衡がひど過ぎると思ふが、御専門の立場からどう思ひますか。

○公達人(齋藤基助君) 私も勤労者の一人でございまして、誠にその通りに痛切に考へておるのであります。従つて先の百よりも今の五十のほうがいいというほど切実な時代におきましては、勤務所得税の控除が一日も早くおんことを望むのではございませうが、御質問の趣旨のその捕捉の時期等の問題でございませうが、私たちが先ほど申し上げましたように先ずその事実の相殺、バランスを取らうといふことの理想がいつのときかといふことになるだけでありまして、現在の行政整理において一万二百八十名が整理になるわけでありまして、若しも現在のような状態ですらできないときに、行政整理がそのまま敢行せられれば、我々としては当然この問題は問題になるやうな感じがいたします。従つて勤務控除の問題につきましても、やはり我々も可能な限りはこれを引上げたいと考へておるものでございませう。

○木村八郎君 徴税費は何パーセントぐらいになつておりますか。

○公達人(齋藤基助君) 二%ぐらいではなかつたかと思ひます。

○木村八郎君 前に川上君が国会に出ておる頃これは随分問題になりまして、大分これは率が引上つておるので、三%或いはそれより少し大きくなつておると思ひます。三%何パーセントになつたことがあるのですが、最近では又下つておるわけですか。

○公達人(齋藤基助君) 数字的にはちよつと持つて参りませんが、実は昨日漸く入手しましたので調べて参るべきでございませうが、旅費等につきましても相当に節減をされております。超勤は大体同じであります。今度

の徴税費の問題では、やはり前年單位から見れば下つておる様に考へております。

○木村禮八郎君 先ほどのお話の一万二百八十名、これは税務職員の整理が問題になつておるのですか。

○公述人(齋藤基助君) その一万二百八十名でございますが、その前は六万一千二百名でございます。今度一万二百八十名が整理の対象になつておるわけで、勿論現在定員法が決定いたしておりませんので、只今公述申し上げましたように、是非ともこれを確保しまして、この事実の不合理を打開して、勤勞所得税の基礎控除を引上げることに持つて行きたいと考へておるのであります。一応考へ方はそのようであります。

○木村禮八郎君 この一万二百八十名というのはどういふような人が、これは予想ですが、整理されようとしておるのですか。整理の対象になるわけですか。

○公述人(齋藤基助君) これは私たちの考へ方から申しますればもう絶対にあつてはならないと考へておるわけですが、一応官側といたしましては、勿論これは私がかようなことを申上げるということは、行政整理を認めたという前提に立つのではないかと、こういう批判がされますので、極力我々はこの問題は避けたいと思つてあります。ただ慣例によりますれば汚職関係とか或いは非能率者であるといふような考へ方に立つておるようでございます。併しこれも、汚職関係と申ししましても、勿論新聞紙上には厩大な数字、非常に批判、擯斥されるような形態もございますが、極めて些細な、お茶を

飲み、或いはたばこをもらつたといふような程度のものでございまして、このような者をも我々は庇うという考へではないのであります。少くとも税務官吏を一人前として養成するのには五年有余は要すると、このような観点に鑑みまして、以前は悪いが現在はいよいよというならば、現在の正しさから出発して、この人間を更に我々の職場に置きたい、税法の合理化を図つて行きたいと、こういうふうに考へておるので、一応そのような考へ方で官側では考へておるのでございます。

○理事(大矢半次郎君) それでは公聴会をこれで以て終了します。

午後零時三十一分散会